後期高齢者医療制度

４月から保険料率などが変わりました。子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、これまでの保険料（医療分）に加え、新たに「子ども・子育て支援金（子ども分）」のご負担をお願いすることになりました。

医療分	令和6・7年度		令和8・9年度	子ども分（新設）
《均等割額》	49,621円	→	55,090円	1,337円
《所得割率》	9.63%	→	9.93%	0.25%

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の人（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある人で、申請により広域連合の認定を受けた人を含む）を対象とした医療制度です。

●保険料の計算方法

４月から翌年３月までを１年間として、年間保険料が計算されます。
医療分限度額は85万円、子ども分限度額は2万1千円です。

年間保険料額 ＝ 均等割額 ＋ 所得割額　◎医療分　55,090円（総所得金額等※1 ― 基礎控除額※2）× 所得割率
◎子ども分　1,337円（総所得金額等※1 ― 基礎控除額※2）× 所得割率

※１　総所得金額等とは、「公的年金収入－公的年金控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などで算出される金額のことで、社会保険料控除前などの各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額（土地・建物や株式など、譲渡所得などで特別控除後の額）も総所得金額等に含まれます。なお、雑損失の繰越控除は適用されません。

※２　基礎控除額

合計所得額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円

●保険料の軽減

次の所得の世帯や、健保組合などの被扶養者だった人には、軽減措置があります。
医療分の均等割額については、令和８・９年度に限り従来の７割軽減は7.2割軽減となります。
「給与所得者等」とは、給与収入が55万円を超える人または公的年金などに係る雑所得がある人（昭和36年１月１日以前に生まれた人については、公的年金収入が125万円を超える人）です。

世帯主および世帯内の被保険者の前年中所得の合計額	軽減後の医療分均等割額	軽減後子ども分均等割額
43万円 ＋10万円×（給与所得者等の数－１）」以下	7.2割軽減（15,425円/年）	7割軽減（401円/年）
43万円 ＋31万円×被保険者数＋ 10万円×（給与所得者等の数－１）」以下	5割軽減（27,545円/年）	5割軽減（668円/年）
43万円 ＋57万円×被保険者数＋ 10万円×（給与所得者等の数－１）」以下	2割軽減（44,072円/年）	2割軽減（1,069円/年）

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。（昭和36年１月１日以前に生まれた人）ただし、障害認定（65歳）の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。
※軽減判定の際「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。
※軽減判定は、賦課期日（各年度の４月１日または資格取得日）時点で行われます。
※波線部の計算式は「給与所得者等」の数が２人以上いる場合に計算します。

●健保組合などの被扶養者だった被保険者の場合

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者については、所得割額の負担は無く、資格取得後２年間を経過する月までに限り、均等割額が５割軽減され、令和８年度の年間保険料額は28,213円（医療分：27,545円＋子ども分：668円）となります。ただし、均等割額の７割軽減にも該当する人については、年間保険料額が15,826円（医療分：15,425円＋子ども分：401円）となります。

※健保組合などの被扶養者だった被保険者に該当する人で、保険料が軽減されてない場合
①被扶養者であったことがわかる資格喪失証明書
②保険料額決定通知書
③本人名義の預金通帳などを持参の上、市区町の担当窓口で手続きしてください。

●保険料の決定通知書は，７月中旬にお届けします。

問い合わせ
《保険料の計算について》　広島県後期高齢者医療広域連合　☎082-502-3010
税務収納課市民税係　☎0824-73-1146
《資格などについて》　保健医療課医療予防係　☎0824-73-1155